

## 申告書（年間収入）

\*夫婦ともに被保険者の場合、子の被扶養者(異動)届は、原則として年間収入(見込)の多い方の被保険者の保険者へ提出します。  
 \*夫婦とも労金健保の被保険者である場合、この申告書は不要です。  
 \*この申告書は、夫婦ともに被保険者で、これまでは配偶者の年間収入が多かったが、今後は被保険者の年間収入が多くなるという場合に、被扶養者(異動)届等と併せて、労金健保へ提出いただく書類です。ただし、「配偶者が育児休業等を取得したことで、今後、被保険者の年間収入の方が多くなる」という理由による育児休業等期間中の異動申請はできません。

これまでの年間収入は、私（被保険者）より配偶者の方が多かったが、今後1年間の年間収入（見込）は、配偶者より私の年間収入の方が多くなる（または、ほぼ同額（高い方から1割以内））と見込まれる旨、次のとおり申告いたします。

なお、子が被扶養者に認定された後、年間収入（見込）が逆転する場合（育児休業等期間中を除く）には、被扶養者から外す手続きを行います。

● 子の被扶養者認定申請事由の発生日（出生日等）から1年間の収入について [ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月から1年間]

収入の種類		(労金健保) 被保険者の収入	配偶者の収入
勤務先からの給与		円 × カ月 = 円	円 × カ月 = 円
勤務先からの賞与		円	円
育児休業等 を取得時	出産手当金	(標準報酬月額 千円) 給付金 円	(標準報酬月額 千円) 給付金 円
	雇用保険 育児休業給付金	(賃金日額 円 × 日 の 67%) 給付金 円	(賃金日額 円 × 日 の 67%) 給付金 円
		(賃金日額 円 × 日 の 50%) 給付金 円	(賃金日額 円 × 日 の 50%) 給付金 円
	復職後の勤務先からの給与	円 × カ月 = 円	円 × カ月 = 円
	復職後の勤務先からの賞与	円	円
その他 ( )		円	円
総額		年間 円	年間 円

【裏面もご確認ください。】

<添付書類について>

金額及び受給期間等が確認できる書類（写）を添付してください。

（例）

- ・配偶者が産前産後休業を取得している場合 … 産前休業前の直近3カ月間の給与明細書（写）
- ・育児休業等を取得している場合（予定含む） … 育児休業給付金の支給決定通知書（写）  
育児休業給付金の支給決定通知書が届いていない場合は、支給申請書等

以上

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

被保険者証 記号 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_

事業所名称 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

※被保険者の自署にて記入願います。